

再犯防止推進計画について

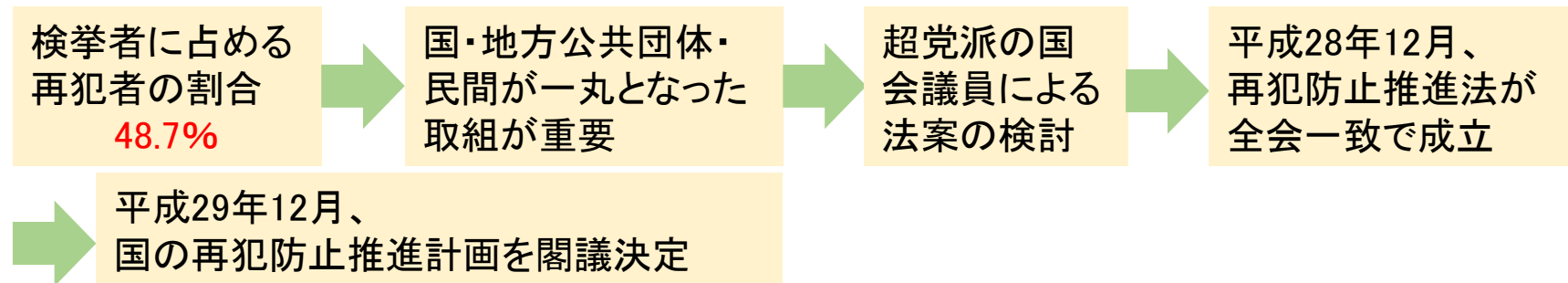
鳥取市福祉部地域福祉課

地方再犯防止推進計画の概要

再犯の防止等の推進に関する法律（再犯防止推進法）（平成28年12月施行）

- ・国民の理解と協力を得つつ、犯罪をした者等の円滑な社会復帰を促進すること等による再犯の防止等が犯罪対策において重要であることに鑑み（中略）、国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的（第1条）
- ・都道府県及び市町村は、地方再犯防止推進計画を策定する努力義務（第8条第1項）

国の動向



国の再犯防止推進計画

（計画期間 平成30年度から令和4年度末までの5年間）

5つの基本方針	7つの重点分野	① 就労・住居の確保
		② 保健医療・福祉サービスの利用の促進
		③ 学校等と連携した修学支援
		④ 特性に応じた効果的な指導
		⑤ 民間協力者の活動促進、広報・啓発活動の推進
		⑥ 地方公共団体との連携強化
		⑦ 関係機関の人的・物的体制の整備

政府目標（令和3年までに2年以内再入率を16%以下にする等）を確実に達成し、国民が安全で安心して暮らせる「**世界一安全な日本**」の実現へ

※2年以内再入率：
出所等した年を含む2年間における刑務所等に再入所する者の割合

地方再犯防止推進計画

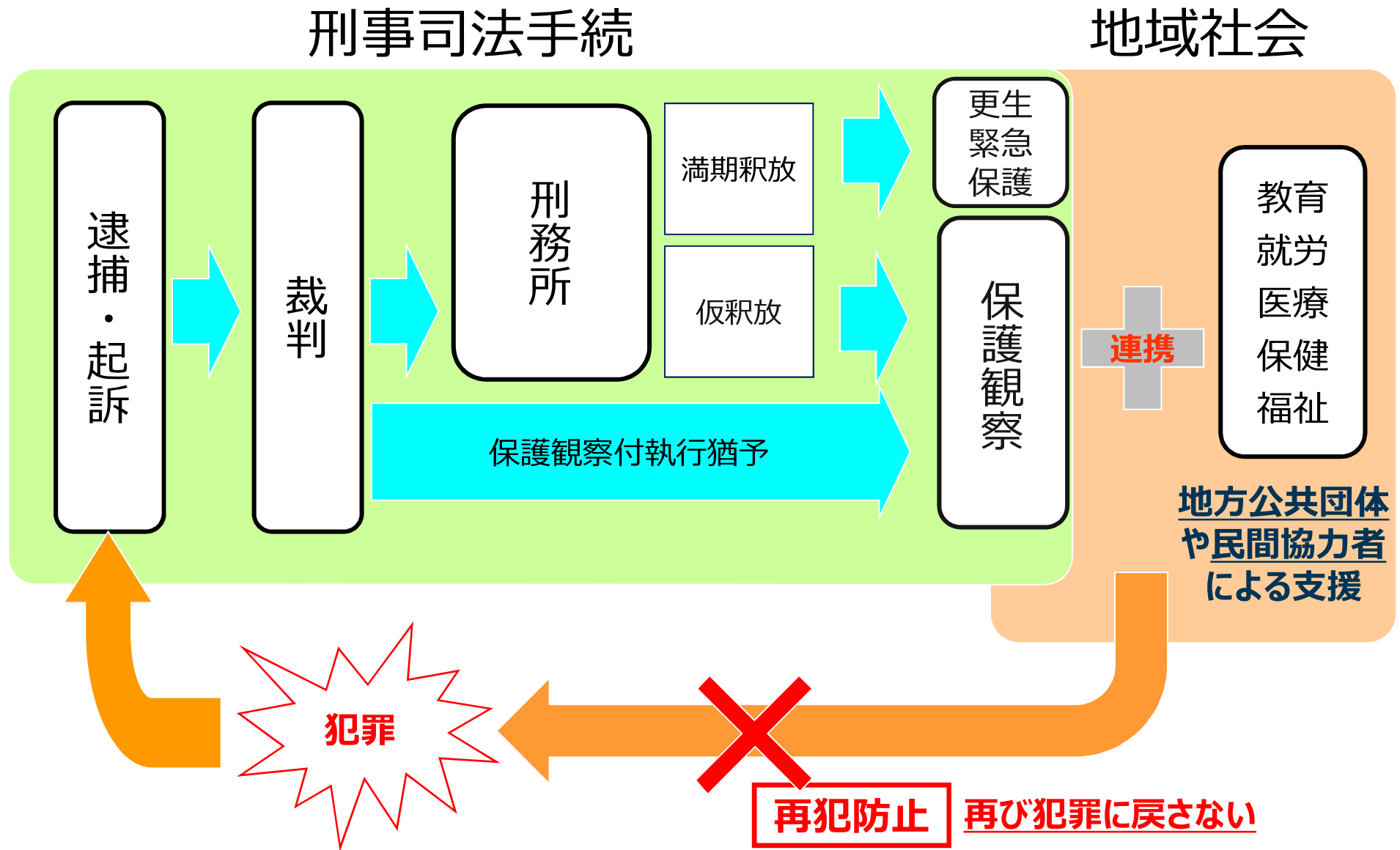
計画策定の意義・目的

- (1) 各種施策の総合的な推進
就労、住居、保健医療、福祉等の各般の行政領域にまたがる施策について、整合性をもって総合的に推進
- (2) 実施施策の明確化
各施策についての具体的な実施内容等を明確にし、進捗状況の管理を行うとともに、地域住民等に対して、再犯防止施策に関する取組内容等を示す。
- (3) 計画策定を通じた合意形成
これまで明確に再犯防止と関連付けられてこなかった分野への再犯防止の視点の反映や庁内での再犯防止施策への理解・合意、さらに地域の関係者全体での合意形成への寄与

取り組むべき課題

- (1) 更生保護ボランティアの活動に対する支援
保護司等の更生保護ボランティアの活動の維持・促進のための支援
- (2) 広報・啓発活動の推進
犯罪予防活動の広報や更生保護ボランティアの活動に関する情報発信など
- (3) 就労の確保に向けた支援
協力雇用主への支援など
- (4) 住居の確保に向けた支援
円滑な住居の確保への支援
- (5) 保健医療・福祉サービスの利用の促進
高齢者、障害のある者、薬物依存の問題を抱えた者、生活に困窮した者等の必要な保健医療・福祉サービスの速やかな提供
- (6) 修学支援の実施
非行による学校教育の中断に対する支援

刑事司法手続の流れ (成人の場合)



様々な「生きづらさ」に対し，それぞれに応じた支援を行うことが重要



更生保護を支える民間ボランティア・施設・団体

保護司

保護司は、犯罪をした人や非行のある少年の立ち直りを地域で支えるボランティアです。その主な職務には、保護観察を受けている人と面接を行い指導・助言をすること、刑務所や少年院に入っている人の帰住先の生活環境を調整すること、犯罪を予防するために啓発活動を行うことなどがあり、現在、全国で約4万7,000人が活動しています。

●身分

保護司は、非常勤で一般職の国家公務員とされています。給与は支給されません。

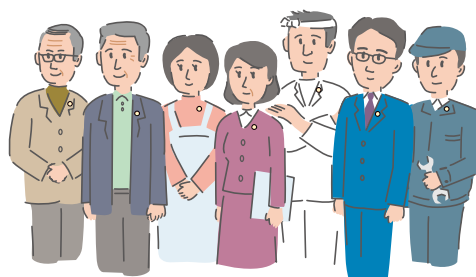
●任期

保護司の任期は2年ですが、再任されることができます。

●具備条件

保護司には、次の条件をすべて備えていることが必要とされます。

- ①社会的信望、②熱意と時間的余裕、③生活の安定、④健康



保護司の安定的確保

近年、地域の間関係の希薄化を始めとした社会情勢の変容や保護司の処遇活動が困難になっている影響などもあって、保護司適任者の確保が困難になっており、保護司の人員は減少傾向にあります。保護司を安定的に確保し、保護司制度を将来にわたって充実強化していくことは更生保護の喫緊の課題となっています。

このため、幅広い年齢層や多様な職業など様々な立場の地域住民の中から保護司適任者を確保するための「保護司候補者検討協議会」を各地で実施したり、保護司等の活動拠点である「更生保護サポートセンター」を設置しています。

さらに、保護司会では、地域の方々に保護司活動の体験を通じて保護司への理解や関心を深めてもらうため「保護司活動インターンシップ」を実施しています。



更生保護サポートセンターで活動する保護司

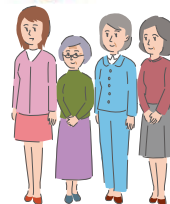
更生保護サポートセンター

保護司や保護司会を始めとする更生保護ボランティアが地域で更生保護活動を行う拠点として設置され、保護司の処遇活動に対する支援や関係機関との連携による地域ネットワークの構築等を行っています。

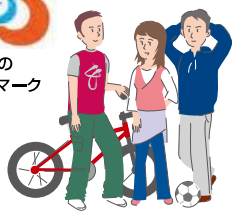
更生保護女性会

犯罪や非行のない明るい地域社会の実現に寄与することを目的として、地域の犯罪予防活動と犯罪をした人や非行のある少年の更生支援活動を行う女性ボランティア団体です。

家庭や非行問題を地域住民と考えるミニ集会の実施、子育て支援地域活動、保護観察対象者の社会貢献活動・社会参加活動への協力、更生保護施設・矯正施設の訪問など多様な活動を展開しています。現在、全国で約14万8,000人の会員が活動しています。



BBS会(Big Brothers and Sisters Movement)

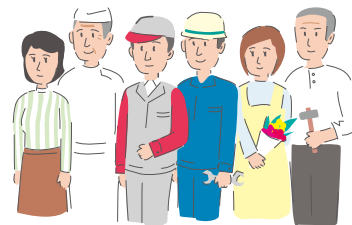


「兄」や「姉」のような身近な存在として、少年たちと一緒に悩み、一緒に学び、一緒に楽しむ青年ボランティア団体です。

非行少年等の「ともだち」となってその成長や自立を支援する「ともだち活動」のほか、地域に根ざした非行防止活動やグループワーク、保護観察対象者の社会貢献活動・社会参加活動等への協力を行っており、全国で約5,000人の会員が活動しています。

協力雇用主

協力雇用主は、犯罪・非行の前歴のために定職に就くことが容易でない保護観察対象者や更生緊急保護対象者を、その事情を理解した上で雇用し、改善更生に協力する民間の事業主です。全国で約2万4,000の事業主が協力しています。



更生保護施設等

刑務所出所者等のうち頼るべき人がいないなどの理由で、帰るべき場所がない人たちに対して、一定期間、宿泊場所や食事を提供する民間の施設です。

更生保護施設

更生保護施設は、宿泊場所や食事の提供とともに、就職指導や社会適応のために必要な生活指導を行うなどして、被保護者の円滑な社会復帰を手助けします。現在、全国に103施設があり、法務大臣の認可を受けた民間の更生保護法人等によって運営されています。

更生保護施設の中には、対人関係を円滑にするための「SST (Social Skills Training: 社会生活技能訓練)」や、飲酒・薬物乱用の問題を改善するための処遇などを行っている施設もあります。また、地域の住民の方々との交流も大切にしています。

さらに、指定を受けた施設においては、高齢・障害等により特に自立が困難な人たちを受け入れ、円滑に福祉等へ移行できるよう支援する取組や、依存性薬物等に対する依存からの回復に重点を置いた取組も実施しています。



ある更生保護施設の外観



SSTセッションの様子



居室の例

自立準備ホーム

平成23年度から、保護観察所長が、あらかじめ登録されたNPO法人等に対し、刑務所出所者等への宿泊場所の提供等を委託する事業を実施しており、この宿泊場所を「自立準備ホーム」と呼んでいます。自立準備ホームにおいては、委託を受けたNPO法人等の職員が毎日、自立に向けた支援を行っています。

更生保護協会等

保護司、更生保護女性会、BBS会、協力雇用主、更生保護施設などの円滑な活動のための資料作成、研修、助成等のほか、犯罪予防や更生保護に関する広報活動を行う団体です。また、刑務所出所者等に対する助言や支援などの一時的な保護を行っている団体もあります。